

補装具・日常生活用具など

補装具費の支給

身体障がい者等の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具の交付や修理を行っています。（治療用装具は対象となりません。また、介護保険に該当する方は、介護保険と重複する品目について、介護保険からの貸与となります。）

●対象となる人・主な補装具

身体障害者手帳を持つ人。ただし、障害の種類・程度等によっては対象とならないものがあります。
※必ず事前に申請が必要です。

障害名	主な補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、めがね等
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置等
内部障害	車いす・電動車いす（心臓・じん臓機能障害のみ）
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

●費用

定率1割負担（ただし、所得に応じて一定の月額負担上限額が設定されます。また、一定所得以上の方は、対象外となります。）

●申請に必要なもの

- ① 補装具費支給申請書
- ② 補装具意見書・処方箋（指定医師が作成したもの）
- ③ 見積書
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 印かん
- ⑥ 個人番号カード等 ※1
- ⑦ 身元確認ができるもの ※1
- ⑧ その他必要な書類

※1 申請の際には個人番号を記入していただくため、個人番号の確認と窓口に来られた方の本人確認を行います。（詳しくはお問い合わせください。）

※2 種目によっては福岡県障がい者更生相談所による判定、適合検査及び現地調査が必要です。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉課 障害者福祉係
TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

障害者日常生活用具の給付

障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付するものです。

△印のついている品目については、他の制度のサービスが優先となることがあります。必ず事前にご相談ください。

※必ず事前に申請が必要です。

	種目	対象者	対象年齢	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台 △	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	18 歳以上	8 年	154,000 円
		難病患者で寝たきりの状態にある者			
	特殊マット △	下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする者	3 歳以上	5 年	19,600 円
		療育手帳 A の者 難病患者で寝たきりの状態にある者			
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする者	学齢児以上	5 年	67,000 円
		難病患者で自力で排尿することができない者			
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 2 級以上で入浴に介助を要する者	3 歳以上	5 年	82,400 円
	体位変換器 △	下肢または体幹機能障害 2 級以上で下着交換等に当たって家族の介助を要する者	学齢児以上	5 年	15,000 円
		難病患者で寝たきりの状態にある者			
移動用リフト △	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	3 歳以上	4 年	159,000 円	
	難病患者で寝たきりの状態にある者				
訓練いす	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	3 歳以上 18 歳未満	5 年	33,100 円	
訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	学齢児以上 18 歳未満	8 年	159,200 円	
	難病患者で下肢または体幹機能に障害を有する者				
自立生活支援用具	入浴補助用具 △	下肢または体幹機能障害で、入浴に介助を要する者	3 歳以上	8 年	90,000 円
		難病患者で入浴に介助を有する者			
	便器（手すり付き） △	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者 難病患者で常時介護を有する者	学齢児以上	8 年	4,450 円（手すり 5,400 円）
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢または体幹機能障害で、移動等において介助を要する者	3 歳以上	3 年	3,150 円

移動・移乗支援用具 △	平衡機能または下肢または体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	8年	60,000円	
	難病患者で家庭内の移動等において介助を必要とする者				
頭部保護帽	平衡機能または下肢または体幹機能障害で、頻繁に転倒する人	—	3年	12,160円	
	療育手帳Aの者				
	精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する人				
特殊便器	上肢2級以上の者	学齢児以上	8年	151,200円	
	療育手帳Aで、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者				
	難病患者で上肢が不自由な者				
火災警報器	視覚障害または聴覚障害または下肢もしくは体幹機能障害2級以上の者で火災発生の感知及び避難が困難な者	—	8年	15,500円	
	療育手帳Aの者				
	難病患者で火災発生の感知及び避難が困難な者				
自動消火器	視覚障害または聴覚障害または下肢もしくは体幹機能障害2級以上の者で火災発生の感知及び避難が困難な者	—	8年	28,700円	
	療育手帳Aの者				
	難病患者で火災発生の感知及び避難が困難な者				
電磁調理器	視覚障害2級以上の者	18歳以上	6年	41,000円	
	療育手帳Aの者				
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	7,000円	
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者	18歳以上	10年	87,400円	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓障害3級以上で、CAPDによる透析療法を行う者	3歳以上	5年	51,500円
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の者	—	5年	36,000円
		医師の意見書によって必要と認められる障害者			
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者	—	5年	56,400円
医師の意見書によって必要と認められる障害者					
酸素ボンベ運搬車	呼吸機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	10年	17,000円	

	視覚障がい者 用体温計（音声 式）	視覚障害2級以上の者	—	5年	9,000円
	視覚障がい者 用体重計	視覚障害2級以上の者	18歳以上	5年	18,000円
	動脈血中酸素 飽和度測定器	呼吸器機能障害3級以上で人 工呼吸器を装着している人 医師の意見書によって必要と 認められる障がい者で人工呼 吸器を装着している者	—	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補 助装置	音声・言語機能障害または肢体 不自由を有する者で、発声及び 発語に著しい障害のある者	学齢児以上	5年	98,800円
	情報・通信支援 用具	視覚障害2級以上または、上肢 2級以上で、周辺機器等を使用 しなければパソコンの操作が 困難と認められる者	学齢児以上	5年	100,000円
	点字ディスプ レイ	視覚障害及び聴覚障害の重度 重複障害者（原則としてそれぞ れ2級以上）で、必要と認めら れる者	18歳以上	6年	383,500円
	点字器	視覚障害を有する者	学齢児以上	標準型7年	標準型 10,700 円
				携帯用5年	携帯用 7,420円
	点字タイプライ ター	視覚障害2級以上の者（就学も しくは就労しているか、就労が 見込まれる者）	学齢児以上	5年	63,100円
	視覚障がい者 用ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,700円
	視覚障がい者 用活字読み上 げ装置	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	115,000円
	視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障害を有し、本装置によっ て文字等を読むことが可能に なる者	学齢児以上	8年	198,000円
	視覚障がい者 用時計	視覚障害2級以上の者	18歳以上	10年	13,300円
	聴覚障がい者 用通信装置	聴覚もしくは音声・言語機能障 害を有する者で、コミュニケー ション、緊急連絡等の手段とし て必要と認められる者	学齢児以上	5年	71,000円
	聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障害を有する者で、本装置 によりテレビの視聴が可能に なる人	—	6年	88,900円
人工喉頭	音声・言語機能障害を有し、喉 頭を全摘出したこと等により 音声機能を喪失した者	学齢児以上	5年	笛式 8,350円	
				電動式 72,210 円	

	人工鼻	音声・言語機能障害を有し、常時埋込型の人工鼻を使用している者	学齢児以上	—	16,800 円/月
	点字図書	視覚障害を有し、主に情報の入手を点字によって行っている者	—	1 年	年間 6 タイトル または 2 4 巻
	人工内耳用外部装置	聴覚障害を有し、人工内耳埋込手術を受けている者であって、現に使用している外部装置が 5 年以上経過している者	—	5 年	1,000,000 円
排泄管理支援用具	ストマ用装具	直腸機能障害もしくはぼうこう機能障害を有し、腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている人	—	—	蓄便袋 8,858 円/月 蓄尿袋 11,639 円/月
		難病患者で腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者			
	紙おむつ △	脳原性運動機能障害により意思表示が困難な者または身体障害 2 級以上の者であって、医師の診断書によって必要と認められる者 療育手帳 A の者であって医師の診断書によって必要と認められる者	3 歳以上	—	12,000 円/月
収尿器	ぼうこう機能障害を有し、排尿を自分の意志でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者	3 歳以上	1 年	【男性用】 普通型 7,770 円 簡易型 5,700 円 【女性用】 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円	
	医師の診断書によって排尿を自分の意志でコントロールができず、常時失禁状態にあると認められる障害者				
住宅改修	居室生活動作補助用具 △	詳細は 6 1 ページを参照してください。			

●費用

定率 1 割負担となります。(ただし、所得に応じて一定の月額負担上限額が設定されます。また、一定所得以上の方は、対象外となります。)

●申請に必要なもの

- ① 日常生活用具給付申請書
- ② 見積書
- ③ 印かん
- ④ その他 (必要に応じて医師意見書、対象者であることがわかるもの、課税 (非課税) 証明書、用具のカatalog など)

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児童等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付するものです。

※必ず事前に申請が必要です。

種目	対象者	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	8年	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5年	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	8年	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	8年	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助が必要な者	8年	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	5年	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5年	16,500円
車いす	下肢が不自由な者	5年	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある者	5年	62,040円
クールバスト	体温調節が著しく難しい者	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	—	41,580円 (1年度に1回基準額までの給付)
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	5年	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	173,250円
ストーマ装具	人工肛門または人工膀胱を造設した者	—	蓄便袋 113,520円 蓄尿袋 149,160円 (1年度に1回基準額までの給付)
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者	—	128,700円 (1年度に1回基準額までの給付)

●費用

所得の状況に応じて、階層区分に規定する一部負担が必要です。また、一定所得以上の方は、対象外となります。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

車いすの貸与

一時的に在宅の高齢者や障害のある人、および傷病者の社会参加や介護する人の負担を軽減するため、車いすを有料で貸し出ししています。

●対象となる人

市内に居住し、在宅生活のための車いすが、一時的に必要な方。
入院中、施設入所中の方は除きます。
ただし、病院や入所施設からの一時的な帰宅の場合はご利用になれます。

●費用

1回500円
※1ヶ月単位。更新可。(ただし、更新は2回まで)

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会
TEL 0940-37-1300 FAX 0940-37-1393